



| | |
|--------------|---|
| Title | 中世盛期北フランスの諸侯権力 |
| Author(s) | 上山, 益己 |
| Citation | 大阪大学, 2020, 博士論文 |
| Version Type | |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/76331 |
| rights | |
| Note | やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。 |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

| | |
|---|----------------|
| 氏名(上山益己) | |
| 論文題名 | 中世盛期北フランスの諸侯権力 |
| 論文内容の要旨 | |
| <p>中世盛期（11～12世紀）のフランスでは、王権がパリ周辺しか支配できなかったのに対して、各地方には世襲の支配者たる諸侯が割拠していた。彼らはノルマン・コンクエストや第一回十字軍のようにしばしばフランス王国の枠を超えた政治的・軍事的影響力も発揮しており、当該時期のフランスのみならず西欧全体においてもその影響力は大きい。本論は、とくに北フランスを中心として、こうした諸侯権力の特質を政治文化的な側面から解明するものである。</p> | |
| <p>＜第I部 フランス中世史学における諸侯＞</p> <p>第I部第1章「フランス中世史学における諸侯」では、中世フランス史研究において諸侯がどう位置づけられてきたかを紐解き、本論の位置付けを明らかにした。諸侯権力の研究はその重要性に比して充分に進んでいないが、これには二つの要因がある。一つは、フランス史研究を長く規定し続けたナショナルな関心の強さであり、いま一つは史料の乏しさである。この二つの要因によって、これまでの研究では、当該時期の「国制史」のモデル的な議論を優先させ、諸侯権力はあくまでそのパートとして論じるということがなされてきた。すなわち20世紀半ばまで、諸侯権力は「封建制度」を巡る議論の中に組み込まれ、そこではカロリング的な秩序の破壊者としての役割を負わされた。いっぽう20世紀後半には、「11世紀の変革論」という国制史の新たな学説が登場し、この中で諸侯はカロリング的な秩序を維持しようとした側として、むしろより下位の層に蚕食される受け身的な役割が負わされることになる。諸侯の評価は、20世紀中頃を境として180度転換したといえるが、この変化の背景には、カロリング時代から中世盛期にかけて何らかの「歴史の断絶（秩序の崩壊）」があったことを前提として、その時期をどこに置くのかという「大きな歴史観」の側の変化があった。こうした議論の中では、諸侯権力そのものの特質や独自性が問われることはなかった。</p> <p>今日では、カロリング時代から中世盛期にかけて大きな「歴史の断絶」があったという歴史像そのものに強い疑義が呈されており、これを前提とした諸侯権力への評価は見直しを余儀なくされている。また社会史や地域史的な観点を取り込んで、諸侯権力の特質そのものを問う研究の推進も求められているが、残された史料の制約からこれも進んでいない。しかし北フランスの諸侯家系の周辺では、実は多くの叙述史料が書かれている。歴史学において叙述史料の扱いは、かつては脚色や想像を多く含むものとして低く評価される傾向があったが、そうした評価は社会史研究の進展とともに改められ、近年では、社会的・文化的コンテキストを読み解くなど様ざまな研究テーマにおいて利用価値のあるものとして位置付け直されている。本論は、これまで重視されてこなかったこうした叙述史料を取り上げ、政治文化的な観点から分析することにより、先行研究の行き詰まりを開拓するものとして位置付けられる。</p> | |
| <p>＜第II部 「歴史」を編む諸侯権力——「記憶」に基づく共同体創出の試み——＞</p> <p>第II部では、12世紀後半に同一の主君（アンリ・プランタジュネ）を持つに至るアンジュー伯家とノルマンディー公家の歴代の主君を描いた叙述史料の比較分析を通じて、中世盛期の戦士たちの社会において、こうした「語り＝叙述」が有した政治的機能を考察した。かつてフランスの中世史家G・デュビイ（Duby）はこれらの史料を主君個人の親族意識の表明とみなしていたが、第II部の分析によってそうした従来の限定的な評価も見直されることになる。</p> <p>第2章「アンジュー伯家の事例、および予備的考察」では『アンジュー伯の事績』の叙述について検討した。ここでは、アンリ・プランタジュネの個人的な政治環境と、『事績』で描かれる伝統的な叙述の枠組や歴史認識の間に乖離があることが明らかとなる。前者は間接的な形で反映されてはいるものの、両者が抵触する場合はむしろ後者が優先された。これは、いったん形成された伯の家系についての「語り＝叙述」が、主君個人の意志とは自立して存在していたことを意味する。すなわち、『事績』にあらわれる認識は、単なる主君の個人的な自己語りとはみなしえない。</p> <p>第3章「ノルマンディー公家の事例、および両家史料の総合的考察」では、ノルマンディー公家の叙述史料群を分析し、さらにそれをアンジュー伯家のものと比較検討した。テクストの成立過程の詳細な分析から以下の点が明らかとなる。これらの史料はまず、11世紀～12世紀初にかけて、家臣層の反乱など諸侯の勢力が危機に陥った際に、その</p> | |

危機を背景として諸侯側近の聖職者らの手で書かれた。彼らは、領内の戦士層などに共有されていた戦いの記憶——とくに境界域の城をめぐるもの——を集め、それらを全体として諸侯家系の権威を強化・喧伝するものに編集した。そのうえで、これに「主君とそれに従う家臣たちの物語」としての輪郭を与えた。ここには、領邦単位での共属意識を強調して家臣層を糾合しようという意図が見て取れる。

いっぽうの家臣層はこれらを読む／聞くことで諸侯家系の勢力全体の物語に参加し、さらにその物語の中に自分たち自身をも登場させていた。旗下の戦士たちを統合する手段として諸侯側近により作成されたこうした「語り＝叙述」は、いっぽうの家臣層にとっては、自らが主家の旗下に集う「戦士の集団」に帰属していることを、象徴的に表明し得る「場」として機能していたのである。すなわち歴代の主君について書かれた伝記とは、記憶によって主君と家臣とを結びつける媒体であった。

<第III部 “聖なるもの”と諸侯——聖性をめぐる諸侯家系の戦略——>

第III部では「聖性」というコンセプトから諸侯権力を考察した。この概念はもともと文化人類学の研究で提唱されたものであり、前近代社会の権力を考察するうえでも有効とされているが、これまで諸侯権力についてこうした研究はほとんどなされていない。しかし北フランスの諸侯を描いた叙述史料には、彼らを超自然的なものと結び付けるフォークロア的な「奇跡譚」がひじょうに多く含まれており、これらが第III部の考察対象となる。

第4章「諸侯にまつわる奇跡譚」では、ナント伯家の始祖アラン・バルブトルトの叙述を中心に、諸侯を巡る「奇跡譚」がどのように流布されていたのかを検討した。分析の結果、アラン・バルブトルトについての伝承は、一種の「縁起譚」「再建譚」として教会施設の記憶に組み込まれて形成・伝達されていたことが明らかとなる。こうした記憶の形成・伝達のあり方はアンジューやノルマンディーの史料からも確認できるものであった。諸侯にまつわる奇跡譚は、諸侯権力のパトロネジを受けた領内の教会施設にまつわる形で膾炙していたと考えられる。文字媒体を読める人間が少なかったことを考えると、こうした伝承とモニュメントによる記憶の伝達はひじょうに有効であつただろう。

第5章「“聖なる諸侯”的創出」では、こうした「奇跡譚」の流布を通じて、北フランスの諸侯家系が、自らの権威をどのようなものとして描き出そうとしていたのかを考察した。分析の結果、そこに描かれている諸侯たちには「祭司的な戦士」あるいは「聖なる殉教者」としての人物像が付与されており、この二つのカリスマ的な人物像は、中世初期のアングロ＝サクソン社会における聖王叙述のモデルと共通していた。北フランスの諸侯家系は、当時の北海～ドーバー海峡を取り巻く政治環境に応じて、イングランドやその影響を受けた北欧から「聖なる支配者」の理念やモデルを取り入れたと考えられる。またアンジュー伯家は、12世紀になると「証聖者」型という、同時代の教会改革的な理想を投影した新たな「聖なる支配者」像も取り入れていた。すなわち北フランスの諸侯家系は、自分たちの起源に「聖なる諸侯」を創り出し、これを当初は教会施設の口承的な「縁起譚」という形で、のちにはテクストを通じて領内に流布させることで、自らの支配に超自然的な正統性を付与しようとしていた。

<結論>

北フランスの諸侯権力は、自身の権威を地域の社会に受け入れさせるために、人びとの記憶や意識の側面に積極的に働きかけていた。戦いの記憶（武勇伝）やフォークロアのような過去語りは、ほんらい口承レヴェルでは領域内においてポリフォニックに存在していたであろう。諸侯権力が採用した戦略とは、こうしたポリフォニックな過去語りを選択・淘汰し、特定の筋書きに沿った「語り」によって領内のオラリティを統制しようとする試みであった。そして、こうした「記憶の統制」の最終的な結実が、叙述史料としてのテクスト化であった。諸侯権力はこうした作業を通じて、領邦規模に及ぶ戦士集団の共属的な一体性と、その中における自らの特質・優越性の双方を主張し、一体的な戦士集団の上に立つ自らの支配者としてのイメージを確立させようとしていたのである。行政的な技術や概念が充分に発達していない中世盛期の社会では、機械的で恒久的な統治のシステムを構築し、もっぱらそれに依拠して支配するということはそもそも難しい。こうした社会では、社会の安定や秩序維持の方策もまた、当事者間の関係性に大きく左右され、その時どきの力関係に応じてつねに流動的となる。そうであればこそ、権力は自らが人びとの上に立つ存在であることをつねに社会に対して主張し続ける必要があった。すなわち諸侯権力は、自らの権威・権力を表明する言説を様ざまな形で発信し、自らの立場を人びとに知らしめることでこれを確たるものにしようとしたのである。

こうした諸侯権力の社会への能動的な働きかけと、在地各層との関係性の解明は従来の制度史的な研究とは一線を画すものであり、今後の諸侯権力研究において新たな出発点となろう。とくに、諸侯家系が宗教的権威を得ようとしていたとの指摘は、従来の研究ではまったく想定されておらず、単に諸侯権力の研究のみならず、前近代西欧における支配者顕彰をめぐる議論全体にも新たな視座を提供しよう。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

| | | |
|--------------|-----|----------------|
| 氏名 (上山 益己) | | |
| 論文審査担当者 | (職) | 氏名 |
| | 主査 | 大阪大学 准教授 中谷 懿 |
| | 副査 | 大阪大学 教授 藤川 隆男 |
| | 副査 | 大阪大学 教授 粟原 麻子 |
| | 副査 | 大阪大学 名誉教授 江川 温 |
| 論文審査の結果の要旨 | | |
| 以下、本文別紙 | | |

様式 7 別紙

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 中世盛期北フランスの諸侯権力

学位申請者 上山 益己

論文審査担当者

| | |
|-------------|-------|
| 主査 大阪大学准教授 | 中谷 懇 |
| 副査 大阪大学教授 | 藤川 隆男 |
| 副査 大阪大学教授 | 栗原 麻子 |
| 副査 大阪大学名誉教授 | 江川 温 |

<論文内容の要旨>

本論文は、中世盛期（11～12世紀）フランスにおける諸侯権力の特質を、叙述史料を基に政治文化面から考察したものである。

第Ⅰ部（第1章）で整理されるように、フランス中世史学は中世盛期の諸侯権力を等閑視してきた。20世紀前半までは諸侯をカロリング帝国の権力の私的な篡奪者として捉え、20世紀後半の紀元千年の変革論では、カロリング時代の残滓として公的性格が認められつつも、城主層の小規模な自立的支配権が評価される中で、諸侯権力はやはり脆弱なものとしてのみ扱われてきた。こうした従来の研究は、法や制度という指標から検討している。これに対し本論文は諸侯家系の事績などの叙述史料に基づいて、その言説や権力表象に注目することで、同時代的な諸侯権力のあり方を明らかにするものである。

第Ⅱ部（第2章、第3章）では、アンジュー伯家とノルマンディー公家の事績を比較考察し、その政治的機能を検討する。従来、諸侯の事績は主君個人の親族意識の表れとされてきた。しかしテクストの成立過程や改編過程を分析すると、作者・編者たる諸侯側近の聖職者から、領内の城主層、さらには下級騎士層に至るまで、多様な主体の「語り＝叙述」がテクスト内に入り込んでいたことが明らかとなる。これら複数の要素から構成された物語は、領邦内で実際に読み、聞かせられることで流布していたと想定され、領内の家臣層に「諸侯を主君として戴く戦士集団」という共属意識を醸成させようとするものであった。

第Ⅲ部（第4章、第5章）は、諸侯の権威を強化する装置としての「聖性」を考察する。ナント伯家などの北フランス諸侯の事績中に見られる奇跡譚は、諸侯家系のバトロネージを受けた教会の縁起譚や再建譚として社会に流布し記憶されていた。諸侯家系がそこで目指した権威像とは、祭司的な戦士あるいは聖なる殉教者であったが、それはアングロ＝サクソン社会の聖王叙述に起源を持っていた。北フランスの諸侯家系は、当時のイングランドから北欧へと広がる政治文化的空間の中で、聖なる諸侯像をつくり出し、伝承や事績テクストを通して、その超自然的な権威を領内の家臣や領民に広めようとしたのであった。

<審査の結果>

本研究の第一の意義は、従来、カロリング期の国家的秩序と、13世紀のフランク王国の仲長の時期の狭間にあって、法や制度の面から脆弱な権力として研究が乏しかった11、12世紀フランスの諸侯権力について、諸侯家系の事績というこれまで分析されてこなかった史料を検討し、その政治文化的特質を解明したことにある。アンジュー伯家、ノルマンディー公家、ナント伯家など、複数の家系の事績を検討対象に入れ、中世盛期の北フランスの諸侯権力に共通する権力表象のあり方を提示したことは、個々の事例にとどまる諸侯研究の現状にあって、研究史上の大きな成果である。第二の意義は、事績の作成過程やその情報源を丹念に考察することで、諸侯とその家臣との記憶をめぐる相互交渉の様相を描き出したことである。たとえばアンジュー伯の事績の改編とそこへのアンボワーズ城主によるエピソードの加筆などから、諸侯家系の事績をめぐる諸侯と家臣層との双方向的な記憶の再編過程が明らかにされているが、これはコミュニケーションを通した秩序形成モデルを模索する近年の政治史研究に大きく寄与するものである。本研究の第三の意義は、諸侯の聖性モデルの分析において、イングランドや北欧の王権との関係を視野に入れることで、フランス一国の枠を超えた政治文化圏の存在を明らかにしたことである。國家の枠組が不明瞭な中世盛期において、諸侯らはノルマン＝コンクエストや十字軍のような広域的な活動の主体となっていた。彼らの政治文化面での超地域・超国家的ネットワークの解明は、近年の政治史、経済史に重心を置く英仏関係史や海域ネットワーク史を補完するものとして重要である。

これらの意義以外にも本論文は大きな可能性を秘めている。たとえば、諸侯の事績は、諸侯を中心とした地域秩序をつくり出そうとする作者の意図だけでなく、城主や下級騎士の語りや、地域教会に伝承された記憶を多く含んでいたが、こうしたテクストは実際にどのように読まれ、それはどのような影響をもたらしたのか。叙述テクストの消費の実態について、史料の伝来過程の分析や、各エピソードの他史料への影響の分析を通してより明確にすれば、諸侯の政治文化的戦略の現実の効果を検討でき、それは諸侯権力の脆弱性を前提とするフランス国制史研究を見直すことにつながる。また、文字文化が拡大する中世盛期におけるテクストと口頭伝承との相互関係を地域社会の実情に即した形で明らかにすることができる。

いずれにせよ、本論文は、法や制度に重心を置いてきた研究史上、空白となっていた、中世盛期フランスの諸侯権力について、政治文化面からその特質を明らかにし、新たな研究領域を切り拓いたものである。よって本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。